

## 滋賀県流域治水検討委員会（統合部会）設置要綱

### （目的）

第1条 流域治水基本方針（案）について意見を聴取するため、滋賀県流域治水検討委員会（統合部会）（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議し、意見を述べる。

- （1）滋賀県流域治水基本方針（案）の策定に関する事
- （2）その他流域治水対策に関する事

### （組織）

第3条 検討委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）滋賀県流域治水検討委員会住民会議委員であった者
- （3）滋賀県流域治水検討委員会行政部会委員

3 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

### （委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する委員の互選により定める。

3 委員長は会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、学識経験を有する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### （会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聞くことができる。

### （学識者部会）

第6条 検討委員会には、専門的な検討をするため学識者部会を置く。

2 学識者部会は、学識経験を有する委員により構成する。

3 学識者部会は、議事内容により学識者部会に属する委員の全員または一部により開催する。

### （庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、土木交通部流域治水政策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年1月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項第2号の規定は平成21年4月1日から施行する。

## 流域治水検討委員会（統合部会）学識者部会運営要領

### （目的）

第1条 本運営要領は、滋賀県流域治水検討委員会（統合部会）設置要綱第8条に基づき、流域治水検討委員会（統合部会）学識者部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### （会議の公開）

第2条 部会の会議は原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあっては、委員長の判断により会議を非公開とすることができる。

（1）滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合。

（2）公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

### （公開の方法）

第3条 部会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

2 傍聴者は、別に定める傍聴要領に従わなければならない。

3 会議の結果については、後日会議録（非公開の会議にあっては議事要録）としてとりまとめ、県のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、公表に先立ち、各委員等の確認を得るものとする。

4 会議録については、必要に応じて、公開することが適当でないとして認められる事項を公開しないこととすることができる。

別紙

## 傍 聴 要 領

滋賀県流域治水検討委員会(統合部会)学識者部会

滋賀県流域治水検討委員会(統合部会)学識者部会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

### 1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県流域治水検討委員会(統合部会)学識者部会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入してください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴される方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。

### 2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 発言は委員長または会議の進行を行う者が認めた場合に限り行うものとする。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

### 3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

### 4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。